

小金井市立公園等における防災倉庫設置に係る確認書

設置者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 災害時等に地域の方が利用する資機材が収納されている旨を防災倉庫に標示すること。
- 防災倉庫には管理責任者を置き、管理責任者の氏名、連絡先を防災倉庫に掲示すること。また、管理責任者に変更等が生じた場合は速やかに公園管理者に変更を申し出るとともに、標示の変更を行うこと。
- 当該公園等における利用者の促進及び清掃美化等の維持管理について積極的に努めること。
- 防災倉庫の設置、使用に起因する事故等については、設置者の責任と負担において処理するとともに、定期的に巡回するなど安全対策を講ずること。
- 公園等の維持管理上やむを得ない場合には、公園管理者が、防災倉庫の移転、除却等を命ずることがあり、設置者の責任と負担において公園管理者が示した期日までに行うこと。
- 平常時における防災倉庫の使用に当たっては、公園利用者の公園利用を優先とし、その利用を阻害しないよう注意すること。
- 防災倉庫の設置が不要になったときは、公園管理者に届出のうえ、設置者の責任と負担において速やかに原状回復すること。
- 防災倉庫は防災活動に必要な資機材を備蓄するためのみに使用し、設置目的以外に使用しないこと。
- 法、条例その他関係法令を遵守すること。
- その他公園管理者の指示に従うこと。

上記事項について、厳守することを確認する。

令和 年 月 日

確認者 _____